



2018-19年度
国際ロータリー会長
バリー・ラシン

Weekly Report Niigata



2018~19 年度
新潟ロータリークラブ会長
若槻 良宏



インスピレーションになろう

国際ロータリー
2018-19 年度テーマ

インスピレーションになろう

新潟 RC 3月第 1 例会 (2019.3.5) No.3272

- (1) 「君が代」 斉唱
ロータリーソング「奉仕の理想」 斉唱
- (2) 若槻 良宏会長挨拶

皆様、こんにちは。2月19日に障がい者雇用に関するシンポジウムが開催され、300名近い方が参加されました。東京大学先端科学技術研究センター准教授の近藤武夫さんの基調講演で、ショートタイムワーク制度が紹介され、ソフトバンク株式会社CSR部の木村幸絵さんから、ショートタイムワークの実践例が報告されました。ショートタイムワーク制度とは、精神障がいや発達障がいなどの理由により、業務の遂行に支障がなくても、長時間勤務が困難な方が特性を生かし、短時間(週20時間未満)就業する制度です。企業が業務内容を明確に定め、業務を切り出して、その業務を遂行できる障がい者を雇用することで、障がい者の社会参加の促進、収入の確保、生きがいの醸成のほか、社会の障がい者理解の向上、企業における人材の有効活用が期待できます。この業務内容を明確に定めて切り出すという視点は、障がい者雇用のみならず、働き方の改革につながる大きなヒントになると思われました。続いて、パネルディスカッションが行われ、新潟ロータリークラブの仙谷正和さんから、科学技術の側面から、多様性(Diversity)と包摂(Inclusion)が重要になってきていること等について説明がなされました。最後に、新潟における仕組みづくりなどについて意見交換が行われ、盛会のうちに終了しました。当日の講演会・パネルディスカッションを記録化したDVDを作成し、会員に配付する予定ですので、ご覧いただければ幸いです。パネラーを務めてくださいました仙谷正和さん、それから、準備にご協力いただきました社会奉仕委員会の委員の皆様、誠にありがとうございました。

さて、本日は、新潟東ロータリークラブ会長の片山政博さん、幹事の村山栄一さんがビジターとしてお越しくださいました。後ほど、4月6日に新潟ユニゾンプラザで開催されます「認知症市民フォーラム」のご案内をしていただくことになっております。

この「認知症市民フォーラム」は、「認知症に優しい社会と、認知症予防のできる街づくりについて学ぶ」という川瀬年度の地区方針を踏まえ、新潟東ロータリークラブが主催し、新潟市内の6RCがこれに賛同して共催するものです。先日、地区の副

ガバナーから会長宛に、川瀬ガバナーが2月22日付で退任されたとのお知らせが届きました。年度の方針は継続することですので、川瀬年度のこの地区方針をしっかり受け継ぎ、フォーラムを成功させたいと思いますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

本日は、認知症に関して、認知症高齢者を介護する家族の法的責任が問題となった事案について、お話をさせていただきます。事案は、91歳の認知症(要介護4)の男性Aが、徘徊の末に駅構内の線路に立ち入り列車に衝突して死亡した事故について、鉄道会社Xが、列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったとして、Aの妻Y1と長男Y2に対し、民法709条又は民法714条に基づいて損害賠償を請求した事案です。認知症の男性Aに責任能力がないことを前提に、介護する家族の監督責任が問題になりました。裁判では、Aの妻Y1や子Y2が、法定の監督義務者(監督義務者に準じる者)にあたるのかが問題になりました。

もう少し、事案を整理すると以下のとおりとなります。

- ①Aは91歳で重度の認知症に罹患していた(要介護4)。
- ②Aの家族は家族会議を開いた結果、Aを特別養護老人ホームには入所させず引き続き在宅で介護していた。
- ③当時Aと同居していたのは妻Y1のみで、子Y2は遠方に居住していた。
- ④Y1自身も高齢のため、Y2の妻Bが単身でA宅の近隣に転居し、毎日A宅に通ってAの介護をしていた。
- ⑤Aには徘徊癖があったため、Yらはこれを防止するため、自宅兼事務所の自宅玄関にセンサーを設置しチャイムが鳴るようにしていたが、もうひとつの事務所出入口にはセンサーはあったものの電源は切られたままであった。
- ⑥本件事故当日、Bが目を離し、Y1がまどろんでいる隙に、Aは事務所出入口から外出し、Xの線路内に立ち入って本件事故に遭い死亡した。

裁判所の判断は以下のとおりでした。

まず、1審判決は、妻Y1及び子Y2に対する請求を全部認容(認容額約719万円)しました。これに対する控訴審判決は、Y1は民法714条1項の監督義務者に該当するとしてY1の損害

賠償責任を認めました(認容額約359万円、過失相殺の理論により減額)。Y2については監督義務者に該当しないとして損害賠償責任を否定しました。

最高裁判決(平成28年3月1日判決)は、Y1、Y2については、妻や子というだけでは、法定の監督義務者には当たらないとしました。そのうえで、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである。」との規範を定立しました。

そして、最高裁判決は、精神障害者に対する監督について、「その者自身の生活状況や心身の状況などとともに精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮してその者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」と判示しました。

そのうえで、Y1、Y2について、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということはできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえないとして、責任を否定しました。Y1については高齢で自身も介護が必要であったこと、Y2については遠方に居住していること等が重視されました。

この判例によりますと、①介護の引受けと、②監督の引受けは区別され、介護を引き受けたとしても、監督義務を引き受けたことにはならず、監督義務については、現に監督しているか、あるいは監督することが可能かつ容易であるなどの衡平の見地から判断されることとなります。

認知症高齢者の家族の法的責任は限定される方向になりましたが、具体的事情により異なり、一律に判断できませんので、予測可能性の観点からはリスクが高いといえます。そこで、現実的な対応策としては、民間の責任保険(認知症高齢者の賠償責任保険)を付保するなどの自衛的な対策を講じる必要性があると思われます。

(3) ビジターの紹介

・新潟東RC 片山 政博会長 村山 栄一幹事

片山会長より認知症市民フォーラム協力をお願いとお礼

(4) 新会員の紹介



(株)絆コーポレーション
代表取締役社長 小川 潤也君
ご紹介 宇尾野 隆君
所属委員会 親睦委員会

みなさま、はじめまして。(株)絆コーポレーションの小川潤也と申します。この度、(株)ウオシヨクの宇尾野社長様並びに 若槻会長様からのご推薦を賜り、歴史と伝統ある新潟ロータリークラブに入会させていただき、ありがとうございます。昭和50年生まれ、43歳、新潟市(旧巻町)出身です。家族は妻と娘の三人で暮らしております。趣味はランニングと水泳です。仕事はサステナブルな優良企業の役に立つ情報の仲介業として、具体的にはスペシャリストの人材紹介業、M&Aアドバイザー、医療介護の人材派遣です。ロータリークラブの活動は初めての若輩者です。みなさまと共に地域のために活動して参りたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

(5) 100%出席バッチの贈呈(小林 悟委員長)

本多 晃君	3年	吉田 和弘君	4年
小飯田澄雄君	9年	宇尾野 隆君	11年
山田 隆一君	24年	塚田 正幸君	27年
得永 哲史君	35年	本間 彊君	40年

(6) 誕生日お祝い贈呈(11名)

(7) 結婚記念日お祝いの紹介(12名)

(8) 各種ご寄付の発表

ロータリー財団寄付発表(秋山 博一委員長)

塚田 正幸君 高橋 秀松君
小飯田 澄雄君 得永 哲史君

米山奨学会寄付発表(新田 幸壽委員長)

武田 直己君 金井 政則君
小飯田 澄雄君 塚田 正幸君

青少年育成基金寄付発表(本間 彊副委員長)

田中堅一郎君 細野 義彦君
小飯田 澄雄君 本間 彊君

ニコニコボックス紹介（若杉 武委員長）

・福地 利明君 病院で長い事、泊まらせてもらい迷惑をかけて申し訳ありませんでした。

・塚田 正幸君 去る2月9日(土曜)夜遅く、翌日仙台市で仕事がある為、車で磐越道、東北道経由で向かいました。途中の安達太良(あだたら)サービスエリアで車中泊して翌朝出発しようとしたら、寒い外で「仙台」と書いた大きな紙を持った若者二人が立っていました。しばらく様子を見てましたが誰も反応しないので「仙台へ行くよ」と声を掛け乗せました。聞けば二人は東京の大学生で前夜新宿からヒッチハイクしてきたそうで仙台は初めてとの事。仙台で牛タンを食べたいらしい。牛タン食べるお金があるのにヒッチハイクするのは違和感を感じましたが仙台駅前で別れました。好奇心と行動力のある若者が羨ましいでした。

・若槻 良宏君 一つ 前回の例会で宮島多佳子さんが入会され、本日の例会で小川潤也さんが入会されました。お二人の入会を歓迎して、ニコニコします。二つ 新潟東ロータリークラブの片山政博会長、村山栄一幹事を例会にお迎えしてニコニコします。4月6日に開催されます「認知症市民フォーラム」が成功することをお祈りいたします。三つ 私事ですが、このたび、岐阜県大垣市に弁護士法人のオフィスを開設いたしました。また、県外オフィスの開設に伴い、法人の名称を、弁護士法人青山法律事務所に変更しました。ちなみに、大垣は、あの天下分け目の関ヶ原の合戦が行われた地です。なぜ大垣かといいますが、大垣出身の弁護士が地元での開設を希望したからです。決して天下を狙ってのことではありません。どうぞ、よろしくお祈りします。

3月5日 理事会報告 出席者12名

- 1 新年家族会収支報告
当日配布資料をもとに報告
- 2 ミャンマープロジェクト報告
ミャンマー医療支援プロジェクト徳永リーダーより当日配布資料をもとに説明
地区にも資料を添付し報告する
ヤンゴンRCとのMOUの内容について再度確認する
- 3 退会届 =事後承認
大和ハウス工業(株)新潟支社支社長 井原健至君
- 4 3月のプログラム =承認
3月 5日 卓話なし
3月 12日 会員スピーチ
3月 19日 会員スピーチ
株新潟日報社 常務取締役 高橋 正秀君
損保ジャパン日本興亜(株)新潟支店長 松本 康宏君
3月 26日 卓話
「女性は酒に何を求めるのか？
～にいがた美醸から学んだ日本酒の楽しみ方～」
新潟青陵大学短期大学部人間総合学科助教
日本酒学講師 村山和恵さん
- 5 川瀬ガバナー退任について
若槻会長より報告

(9) 岡村健吉さんへポール・ハリス・フェロー認証状 とバッチ贈呈

(10) 幹事報告（大澤 強）

・例会後、新会員オリエンテーションを4階「柳の間」で開催致します。

(11) 3月5日例会の出席率 82.76%

会員数 93名（出席免除会員 9名）

出席者 72名（出席免除会員 3名を含む）

（2週間前メーク後 87.21%）

3月19日の例会予定

会員スピーチ

株新潟日報社 常務取締役 高橋 正秀君

損保ジャパン日本興亜(株)新潟支店長 松本 康宏君

新潟ロータリークラブホームページアドレス
<http://www.niigatarc.jp/>